

大津市まちづくり協議会運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まちづくり協議会に対し、予算の範囲内において、その運営に要する経費の一部を補助し、もって住民主体のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「まちづくり協議会」とは、大津市まちづくり協議会の設立の届出に関する要綱（令和2年1月1日制定）第4条の規定によるまちづくり協議会設立確認書の交付を受けた団体をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱によるまちづくり協議会運営補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、まちづくり協議会とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、会議、総会、研修会等の開催に係る経費、事務局の運営に係る経費及びまちづくり協議会の活動の周知に係る経費（他の補助金等の交付の対象となる経費を除く。）であって、市長が必要と認めるものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と200,000円とを比較していずれか少ない方の額とする。

3 1の補助対象者に対する補助金の交付は、1年度につき1回とする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市まちづくり協議会運営補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市まちづくり協議会運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市まちづくり協議会運営補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市まちづくり協議会運営補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市まちづくり協議会運営補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市まちづくり協議会運営補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市まちづくり協議会運営補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市まちづくり協議会運営補助事業変更承

認決定通知書（様式第 8 号）若しくは大津市まちづくり協議会運営補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第 9 号）又は大津市まちづくり協議会運営補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 10 号）若しくは大津市まちづくり協議会運営補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 11 号）により行うものとする。

（実績報告書）

第 10 条 規則第 14 条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市まちづくり協議会運営補助事業実績報告書（様式第 12 号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（確定通知書）

第 11 条 規則第 15 条の規定による通知は、大津市まちづくり協議会運営補助金交付確定通知書（様式第 13 号）により行うものとする。

（交付請求書）

第 12 条 規則第 18 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市まちづくり協議会運営補助金（精算払）交付請求書（様式第 14 号）とする。

2 規則第 18 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市まちづくり協議会運営補助金（概算払）交付請求書（様式第 15 号）とする。

（取消通知書）

第 13 条 規則第 19 条第 4 項の規定による通知は、大津市まちづくり協議会運営補助金交付決定（確定）取消通知書（様式第 16 号）により行うものとする。

（返還通知書）

第 14 条 規則第 20 条第 1 項の規定による返還の命令は、大津市まちづくり協議会運営補助金返還通知書（様式第 17 号）により行うものとする。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。